

■ 平成29年11月14日～11月15日 経済労働委員会県外調査（岐阜県・三重県）

1 11月14日 岐阜県立森林文化アカデミー（岐阜県美濃市曾代）

【調査目的】

森や木に関わるスペシャリストを育成する専門学校について

【調査概要】

岐阜県立森林文化アカデミーの概要について説明を受け、施設見学・質疑応答を実施

<説明の概要>

- 林業大学校とは：林業を担う人材の育成を目的として、都道府県の条例に基づき設置される林業者研修教育施設。農業改良助長法に規定される農業者研修教育施設の林業課程として設置されているものを含め、現在6府県で設置されている。
- 森林法施行規則第91条第1項第2号の農林水産大臣が指定する教育機関
- 森林文化アカデミーは岐阜県立の専修学校。設立は平成13年度で前身は岐阜県林業短期大学常勤講師が17名で転勤がない。他校にない多数の常勤教員、経験豊富な客員教授・非常勤講師から幅広いアドバイスを受けることができる。33haの演習林がある。20名2学年2科で学生総数は80名。
- 森と木のエンジニア科は、林業・木材産業で働く技術者を目指す。
人材目標・林業・林産業の多様な現場において、安全を確保しつつ、より経済性の高い生産を担う技術者
 - ・森林の将来像をイメージしながら森林を適切な状態に管理・育成できる現場技術者
 - ・国産材の特性を活かした提案ができ、また、川上・川下双方に配慮した木材の流通販売を担える技術者
- 森と木のクリエイター科は、林業経営・環境教育の専門家を目指す森林利活用分野と、木造建築、木工の専門家を目指す木材利用分野がある。全国から学生が集まり、奨学金もある。
 - ・森林利活用分野：地域林業発展のための洞察力、創造力、企画力を磨く
多様な現場に対応できる現場力を身に付ける
森林空間の活用と森を伝えるための技術や感覚を鍛える
 - ・木材利用分野：ものづくりの仕事は暮らしの提案、暮らしの提案力を身に付ける
実際に作ることで学外の専門家に交じり緊張感の中で実践から学びを得る
地域材での商品開発、技術開発
- 平成26年11月にロッテンブルク林業単科大学との間で、教育・人材育成等の連携覚書を締結。
- 地方自治体との連携として、美濃市、美濃加茂市、揖斐川町、中津川市と連携協定。道の駅美濃にわか茶屋を市民の意見を取り入れて開駅。
- 小学校との環境教育と連携し、アベマキ学校机プロジェクトを実施。
- これまで郡上で作られていなかった郡上踊りで使われているヒノキの下駄を、郡上産ヒノキで生産。郡上の森林と文化と人をつないでいる。



2 11月14日 平成の里人（いまだきのさともし）（岐阜県郡上市和良町）

【調査目的】

鳥獣被害対策の概要について

【調査概要】

郡上市和良町の鳥獣被害対策の概要について説明を受け、現地見学・質疑応答を実施

<説明の概要>

- 位置：岐阜県郡上市（標高378mの山間地域に位置する水田面積約20haの農業集落）
総個数56戸、総人口148人（H27年末）
- 地域指定：特定農山村地域、山村振興地域、過疎地域
- 主要作物：水稲、飛騨牛、野菜
- 特徴：少子・高齢化、農業の担い手不足、鳥獣被害の増加により農地が荒廃。併せて住民の拠所で誇りある神社祭礼文化の継承が困難になり、集落への愛着と絆が失われることへの危機感から、地域資源を活用した「集落づくり」活動を平成9年度から開始。
- 取組
 - 【鳥獣被害防止対策】＝獣との戦い
 - ・鳥獣防止対策として「猪鹿鳥無猿柵」等の開発・設置
 - ・鳥獣害、耕作放棄地対策の視察研修対応の展示体験施設「退散鳥獣・草園」等の設置
 - ・追払活動等資材器具の「絆ベスト」「ポロシャツ」「退散鳥獣（銃）」の開発普及
 - ・鳥獣災害防止七策：「1. 皆で、2. 困って、3. 捕って、4. 追い払って、5. 捕って、6. 食べて、7. 里人で」
 - 【耕作放棄地対策・担い手対策】＝草との戦い
 - ・畔管理省力化のために、雑草抑制ネット、防草シートをメーカーと共同で開発。
 - ・住民総参加で、ネット、シートを敷設し、畦畔・法面管理を省力化
 - 【集落づくり活動】
 - ・平成7年から「ふれあい農園」（農業体験交流）、平成9年から「和良漬物まつり」
 - ・地域笑品の開発販売（絵馬、祈願米、鹿の角掛け等）
- 成功のポイント（自立までのプロセス）
 - 平成9年：地域資源を活かしたむらづくり活動を開始
 - 平成12年：「中山間地域等直接支払」の集落協定を締結
 - 平成19年：「農地・水保全管理支払」による共同取組活動の開始
 - 平成22年：「集落総点検・夢ビジョン策定モデル事業」の実施
 - 平成25年：「退散鳥獣・草園」の設置（獣と草との闘いテーマパーク）
- 現在：県内外から視察研修を受入
 - ・各種対策器具、資材、施設の全国普及。視察研修等で、体験交流人口が増加。
 - ・集落及び移住者、交流者との絆を深め地域への移住、定住者の増加を図る。
 - ・祭礼文化の伝承に多様な担い手を育成。



3 11月15日 (公財)三重県産業支援センター高度部材イノベーションセンター(三重県四日市市塩浜町)

【調査目的】

三重県中小企業・小規模企業振興条例の概要について
(公財)三重県産業支援センターの事業概要について

【調査概要】

三重県中小企業・小規模企業振興条例の概要、(公財)三重県産業支援センターの事業概要について説明を受け、施設見学・質疑応答を実施

<説明の概要>

【三重県中小企業・小規模企業振興条例】

- 三重県の中小企業・小規模企業は、三重県経済をけん引し、地域社会の形成や維持に寄与している重要な存在。また、地域の多様な中小企業・小規模企業が雇用を支えている。
- 昨今のグローバル競争の激化や海外市場の変化による世界経済の構造変化への対応や、国内の人口減少社会の到来による少子高齢化や地域の過疎化などの新たな社会的課題の解決への対応が求められており、今まさに、三重県の中小企業・小規模企業は、この大きな構造変化に対応していくことが必要である。
- 三重県は、先頭に立って、中小企業・小規模企業の特성에 応じた支援を行うとともに、特に小規模企業に配慮した支援を行う。そのため、中小企業・小規模企業の振興について、基本理念を定め、関係者の役割等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項をこの条例により定める。
- 基本理念(第3条)
 - ・経営向上に対する主体的な努力を促進
 - ・地域社会の形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の重要性を認識
 - ・小規模企業の経営規模や形態を勘案し、きめ細かく支援
 - ・関係機関等の連携・協力による推進
- 役割等(第4条から第12条)
 - ・県の責務: 関係機関と連携した総合的な施策の実施
 - ・中小企業・小規模企業の主体的努力: 経営の向上、雇用環境の整備等
 - ・市町の役割: 地域特性を活かした施策の実施
 - ・中小企業・小規模企業に関する団体の役割: 経営の安定・向上への支援等
 - ・教育機関の役割: 勤労、職業に対する意識の啓発
 - ・高等教育機関の役割: 研究開発、人材育成のための協力
 - ・金融機関の役割: 円滑な資金調達及び経営の支援、地域の経済・社会への貢献
 - ・大企業の役割: 中小企業・小規模企業振興に関する施策への協力
 - ・県民の理解及び協力: 中小企業・小規模企業に関する理解と施策への協力
- 中小企業・小規模企業の振興に関する施策(第13条から第23条)
 - ・ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業の振興(第13条)
 - ・サービス産業、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興、まちづくりによる地域の活性化(第14条)
 - ・小規模企業に対する支援(第15条)
 - ・「三重県版経営向上計画」の認定等(第16条)
 - ・人材の育成及び確保(第17条)
 - ・資金供給の円滑化(第18条)
 - ・創業及び第二創業の促進(第19条)
 - ・事業承継への支援(第20条)
 - ・販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進(第21条)
 - ・情報の提供及び顕彰(第22条)
 - ・みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の設置(第23条)

【(公財)三重県産業支援センターの事業】

○センターの役割

三重県内の中小企業・小規模事業者（以下「中小企業等」という。）の支援のため、専門的な知識や技能を持つスタッフ体制と各種支援制度を整え、広く関係機関と連携・協働し、高品質なサービスを提供することで、県の産業振興における総合的支援機関として県経済の発展に寄与する。

○センターの法・条例上の主な位置付け

- ①中小企業支援法による指定法人
- ②中小企業の新事業活動の促進に関する法律による中核的支援機関
- ③中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関
- ④職業安定法による無料職業紹介事業者
- ⑤三重県中小企業・小規模企業振興条例による中小企業小規模企業に関する団体

○センターの取組と拠点及び事業規模

(1) 5つの柱に基づく取組

- ①経営基盤の強化
中小企業等のあらゆる経営上の相談に応じ、経営向上のための支援を行う。
- ②販路開拓
中小企業等の商品・サービスの特長にあわせた販路開拓支援を行う。
- ③新事業・新技術の創出
産学官連携を進め、中小企業等の新事業・新技術開発へ向けた支援を行う。
- ④人材確保・育成
幅広い分野において潜在的な力が発揮できる産業人材の育成・確保支援を行う。
- ⑤情報提供
中小企業等に有益な情報提供を継続的に行う。

(2) 取組を行う拠点

- ①センター（津）
- ②高度部材イノベーションセンター「AMIC」（四日市）
- ③おしごと広場みえ（津）
- ④よろず支援拠点サテライト（桑名・松阪）

(3) 事業規模

平成29年度事業：40事業

○高度部材イノベーションセンター事業

県内外の大学、研究機関との連携・ネットワーク形成の促進を図る。
また、評価計測機器を開放し、製品開発や技術課題の解決を支援する。

- ・研究室等の企業・団体の入居数：17者（全17部屋／H29.4現在）
- ・技術支援コーディネーターによる中小企業訪問や技術相談への対応
- ・評価計測機器（13）台を開放し製品開発等を支援

